

阿武町地域福祉計画

個が尊重される生活づくり

＜計画期間 令和6年度～令和11年度＞



令和6年3月

阿 武 町

目次

第1章 計画策定の趣旨、位置づけ、期間等	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 他の計画との整合性	4
(1) 基本構想・基本計画との関係	4
(2) その他の計画との関係	4
(3) 地域福祉活動計画との関係	4
4 計画期間	4
第2章 計画の基本目標と施策体系	5
1 基本目標	5
2 計画推進の基本的方向	5
3 施策体系	6
第3章 地域を取り巻く状況	7
1 地域のとらえ方	7
2 地域の状況	7
(1) 人口、世帯数の推移	7
(2) 高齢化の進行	9
(3) 重度障害者の増加	12
(4) 権利擁護事業利用者の増加	13
(5) 少子化の進行	14
(6) 地域における人的、社会的資源	15
第4章 地域における福祉サービスの目標等	16
1 地域福祉の新たなしくみづくり	16
2 社会福祉協議会の機能強化	16
3 福祉を支える人づくり	17
4 安心して利用できるしくみづくり	17
第5章 地域福祉施策の推進	18
1 地域福祉の新たなしくみづくりの推進	18
(1) 共生型社会の実現に向けたしくみづくりの推進	18
(2) 早期発見のための連携強化	18

(3) 新たなサービス開発による対応	19
(4) 福祉の輪づくり運動の推進	19
2 社会福祉協議会の機能強化	20
(1) 地域共生社会の実現に向けた相談支援体制の構築	20
(2) 福祉サービス提供者間のネットワーク体制の整備	20
(3) 福祉サービス利用援助に向けた権利擁護の充実	20
3 福祉を支える人づくり	20
(1) 課題に対応できるボランティアの養成	20
(2) 小地域での住民による福祉活動の推進	21
(3) 地域の重層的な支え合い体制の整備	21
(4) ボランティア団体等との協働による活動の活性化	22
4 安心して利用できるしくみづくり	22
(1) 公的な在宅福祉サービスの充実	22
(2) 福祉サービス提供者間のネットワークの確立	22
(3) サービスの質を高める制度の整備	23
(4) 成年後見制度の利用促進	23
(5) 総合相談支援体制の整備	24
(6) 福祉サービスと保健・医療サービスとの連携	24
(7) 福祉サービス事業への参入促進に対する支援	24
(8) 地域で支え合う「心」の醸成	25

第6章 計画の推進 26

1 計画の推進体制	26
2 地域住民、民間団体等の役割	26
(1) 住民、住民団体等	26
(2) 社会福祉協議会	27
(3) 民生委員・児童委員	27
(4) 福祉員、友愛訪問員	27
(5) その他	28
3 行政の役割	28
(1) 町	28
(2) 県	28

【参考資料】

- 1 阿武町地域福祉運営協議会設置要綱
- 2 阿武町地域福祉運営協議会委員名簿

第1章 計画策定の趣旨、位置づけ、期間等

1 計画策定の趣旨

計画策定の背景と目的

少子高齢化や人口減少の進行、核家族化や地域の相互扶助の弱体化など、家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化しています。

社会保障制度では、この様々な変化が生じる過程において、家庭や地域が果たしてきた役割の一部を代替するため、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者などの対象者ごとに、また、生活に必要な機能ごとに、公的支援制度の整備と充実が図られ、人々の暮らしを支えてきました。

しかし、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、昨今、80歳代の親が50歳代の子どもの生活を支える「8050問題」、介護と子育てを同時に担う「ダブルケア」、「ひきこもり」、「孤独・孤立」、家事や介護等を日常的に子どもが行う「ヤングケアラー」など、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするなど、対応が困難なケースが浮き彫りとなってきています。

さらに、新型コロナウイルス感染症への対応は、外出や地域活動が制限されるなど、町民の生活に大きな影響を及ぼしました。

今後の取組では、個人や家庭の抱える複合的課題などへの包括的な支援を行っていくため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」繋がることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」が求められています。

そしてこの考え方は社会福祉法にも位置づけられ、地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して生活を送ることのできる地域社会をつくるには、地域住民が相互に助け合い、様々な活動に「我が事」として積極的に参加していくことによって、新たな見守り合い、助け合いの「絆」を拡げて「地域福祉」を推進することが重要になっています。

これを支援するため山口県では平成21年10月に「山口県地域福祉支援計画」（第二次計画）が策定され、「地域への移行」をキーワードにした福祉各分野の施策展開が行われているところです。

本計画は、住民に最も身近な自治体である阿武町が、住民や地域の主体的な参加を得ながら、社会福祉協議会や関係団体など地域福祉にかかわるすべての

人々と協働して、新たな「見守り合い、助け合い」の地域社会づくりを実現していくための自主的な取組を行うために策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、地域福祉を推進するため、社会福祉法で定められている事項とその他、健康増進や福祉の向上に関する事項などの方向性を明確化するものです。

社会福祉法（一部抜粋）

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- (3) 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要がある認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（一部抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 他の計画との整合性

(1) 基本構想・基本計画との関係

地域福祉計画は、第7次阿武町総合計画に掲げる夢と笑顔あふれる「豊かで住みよい文化の町」の実現に向けて、保健・医療・福祉に関する大綱「個が尊重される生活づくり」を具現化するための福祉部門の基本計画という性格をもっています。

また本町の町民憲章に定められているように「ふれあいを深め、健康で生きがいのある福祉の町づくり」を行うため、町民と行政とが共に手を携えて、福祉のまちづくりに取り組んでいくための計画です。

(2) その他の計画との関係

この計画は、「阿武町高齢者介護福祉計画」、「阿武町障害者プラン」、「阿武町子ども・子育て支援事業計画」など各福祉分野の上位計画として位置づけられ、住民一人一人の生活に関わる全ての行政計画と、地域福祉の理念を共有するものです。

そして、これらの計画と連携を図り、地域福祉における施策の推進について共通する部分を取り扱い、総合的に推進補完するための計画とします。

(3) 地域福祉活動計画との関係

社会福祉協議会は、社会福祉法に「地域福祉の推進を目的とする団体」として位置づけられており、この社会福祉協議会が中心となって策定した地域福祉活動計画は、地域福祉を推進する住民活動の目標を定めた民間福祉計画であり、町が策定する行政計画である地域福祉計画と車の両輪のように連携するものです。

4 計画期間

この計画の期間は、福祉関連計画等の計画期間も考慮し、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

第2章 計画の基本目標と施策体系

1 基本目標

地域福祉計画の理念は、これからの地域福祉を、地域と専門機関の双方のネットワークを基盤として、一人一人に寄り添った「顔の見える福祉」に変えていくことにあります。支えられるだけでなく、支える側にも回れるよう、対象者が本来持つ力を引き出します。また、様々な人の能力や個性を尊重し、活躍できる環境づくりを進めていきます。

このことから、本町の基本構想・基本計画に福祉施策の大綱として掲げる、次の理念に基づいた計画とします。

『個が尊重される生活づくり』

2 計画推進の基本的方向

基本目標の実現に向け、誰もが住み慣れた地域で、社会的に孤立することなく、その人らしく生きがいを持って生活を送ることのできる「誰もが役割を持つ地域共生社会」をめざし地域福祉を推進するために、また地域における多様なニーズへの的確な対応を図る上で、地域住民が主体的かつ積極的に関わり、支え合う「新たな支え合い」（共助）の拡大、強化を行うため、年齢や障害の有無などに関係なくすべての町民が活躍できる、個が尊重された生活づくりに努めます。

そのためには

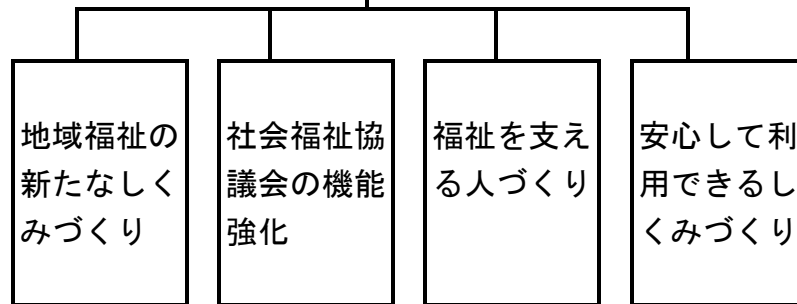
- ①一人一人の住民のその人らしい生き方や生活を尊重し、
- ②身近な日々の暮らしの場である地域社会での多様な生活課題に地域全体で取り組み、
- ③福祉サービスの選択幅を広げるとともに、
- ④一方的なサービスにならないよう、自立した生活を支援するしくみとしてとらえなおし、
- ⑤住民一人一人が主体的かつ積極的に参加・参画する様々な福祉活動を通じて、地域全体に福祉の輪を広げていくことが重要です。

3 施策体系

【基本的方向】

「個が尊重される生活づくり」のための諸施策の推進

【施策体系】



第3章 地域を取り巻く状況

1 地域のとらえ方

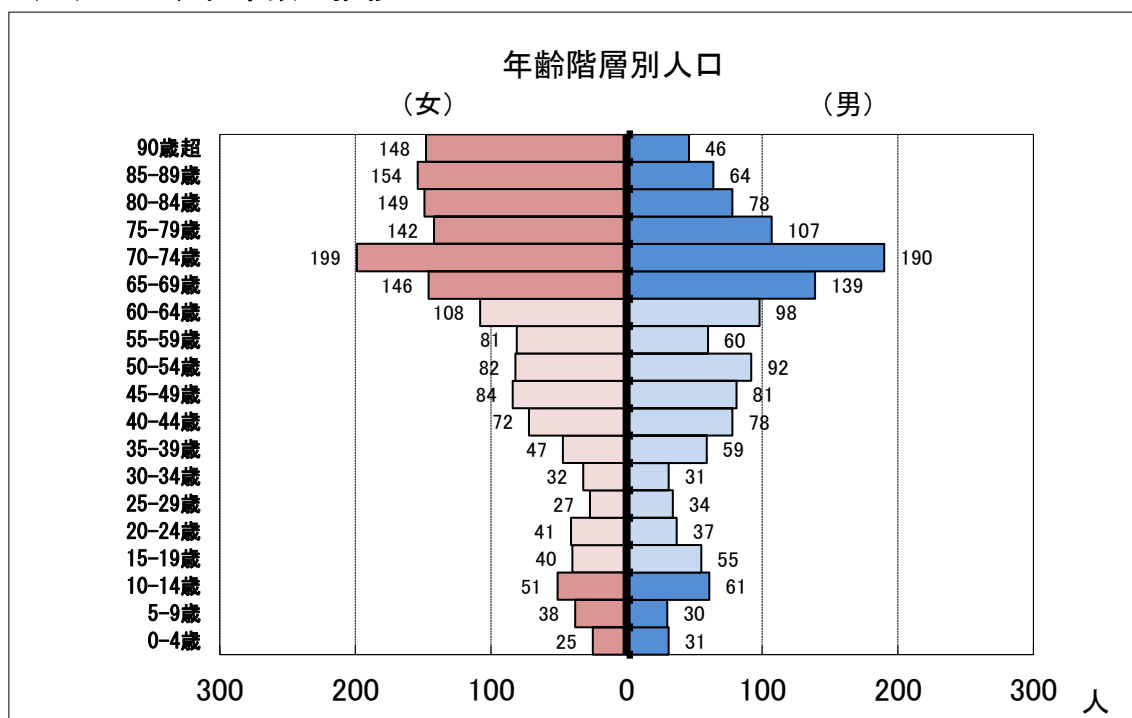
行政計画としての観点から、関係計画との整合性を勘案し、基本的には阿武町全体を一つの地域としてとらえます。

そして、住民主体の福祉活動が活発に展開されるために、その活動目的や内容が、できるだけその地域にあうものとなるよう、施策展開を図ることが求められます。

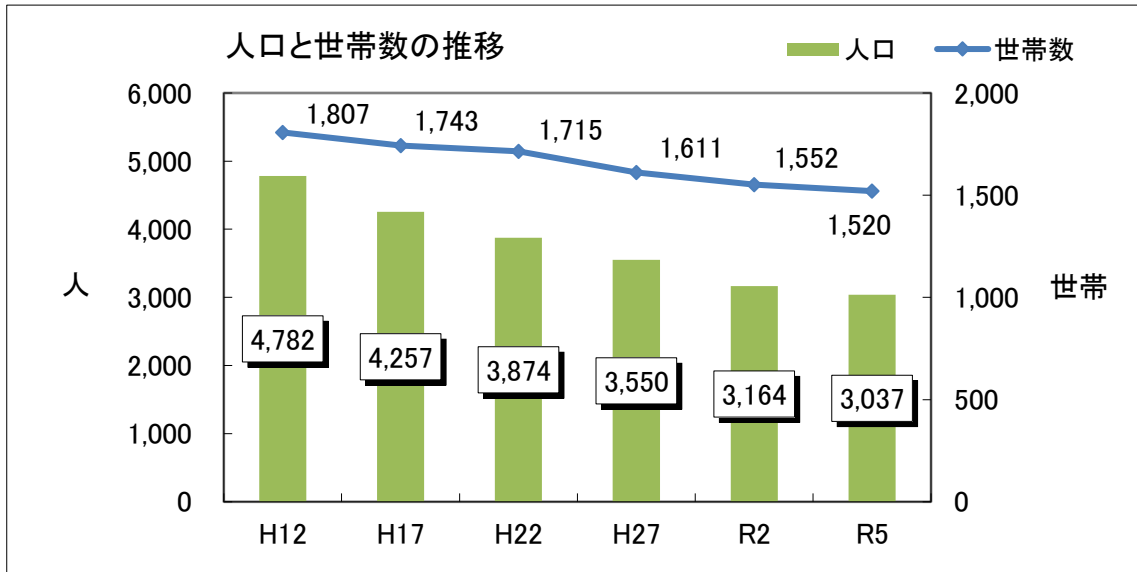
そこで、これまでの住民参加による福祉活動の実績から、奈古・福賀・宇田郷の3地区を圏域とし、これまでどおりそれぞれ地域の課題に取り組むこととします。さらに、自治会単位、また民生委員・児童委員担当区域、グループや職場なども、活動の目標や課題等にふさわしい「小地域」ととらえることにします。

2 地域の状況

(1) 人口、世帯数の推移

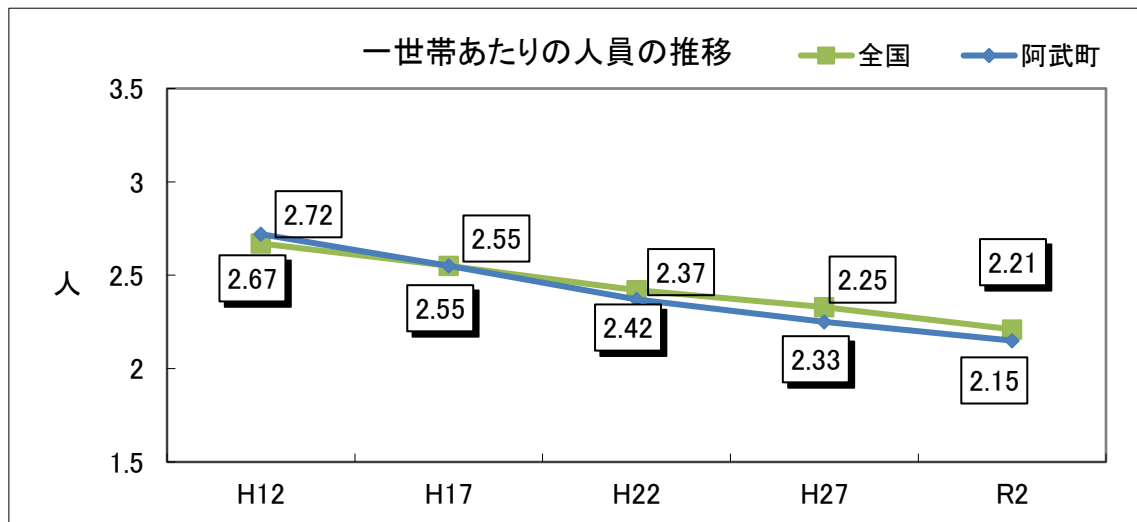


令和5年9月末現在
資料：住民基本台帳



各年度末時点（R5は9月末現在）

資料 住民基本台帳



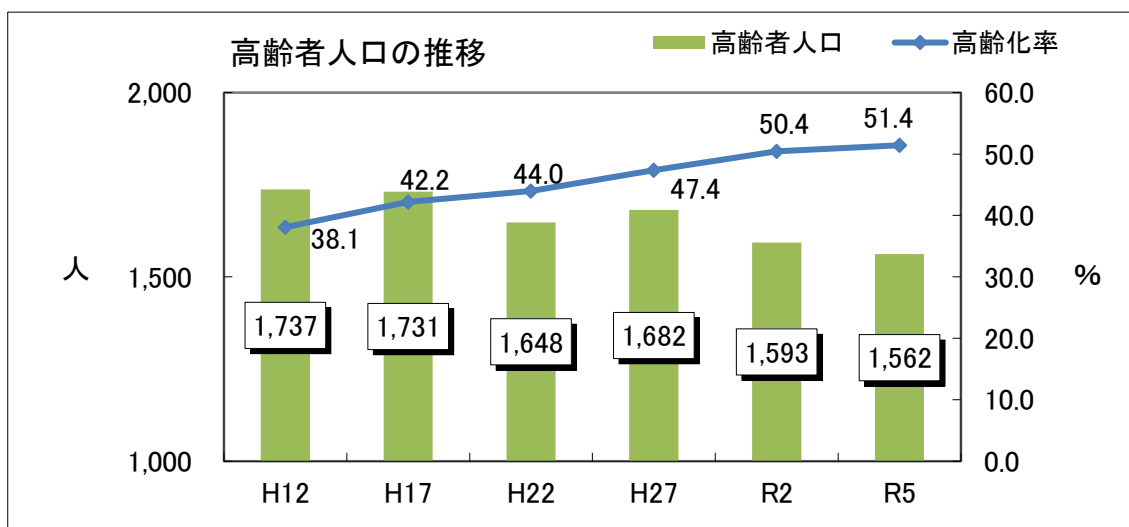
資料 国勢調査

本町の人口と世帯数の推移を見ると、平成12年以降継続して減少しており、今後もさらに減少することが予測されています。

また、核家族世帯や単身世帯の増加など家族形態の変化により、人口に比較して世帯数の減少は少ないため、一世帯当たりの平均人員は減少を続けており、世帯の小規模化が進み、家族による扶助機能が低下しています。

(2) 高齢化の進行

① 高齢化の進行



各年度末時点 (R5は9月末現在)

資料 住民基本台帳

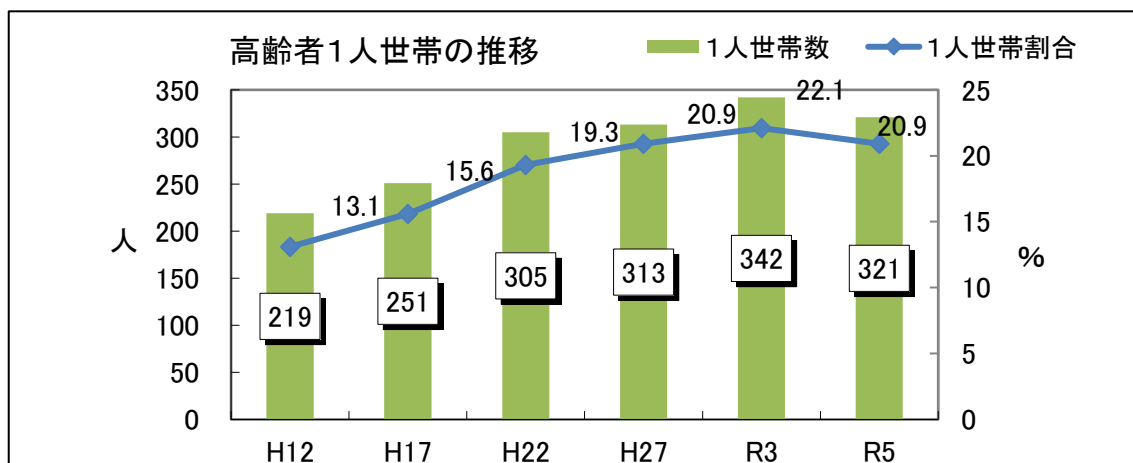
本町の高齢者人口(65歳以上人口)は平成12年にピークを迎えた以降は減少傾向にあります。人口も減少する中で、高齢化率(65歳以上人口の全人口中の割合)は年々増加しており、令和2年には50.4%と早いスピードで高齢化が進行し、約2人に1人が高齢者という超高齢社会(*)が到来しています。

(*) 超高齢社会

高齢化率(総人口に占める65歳以上の人口の割合)が21%以上となった社会。

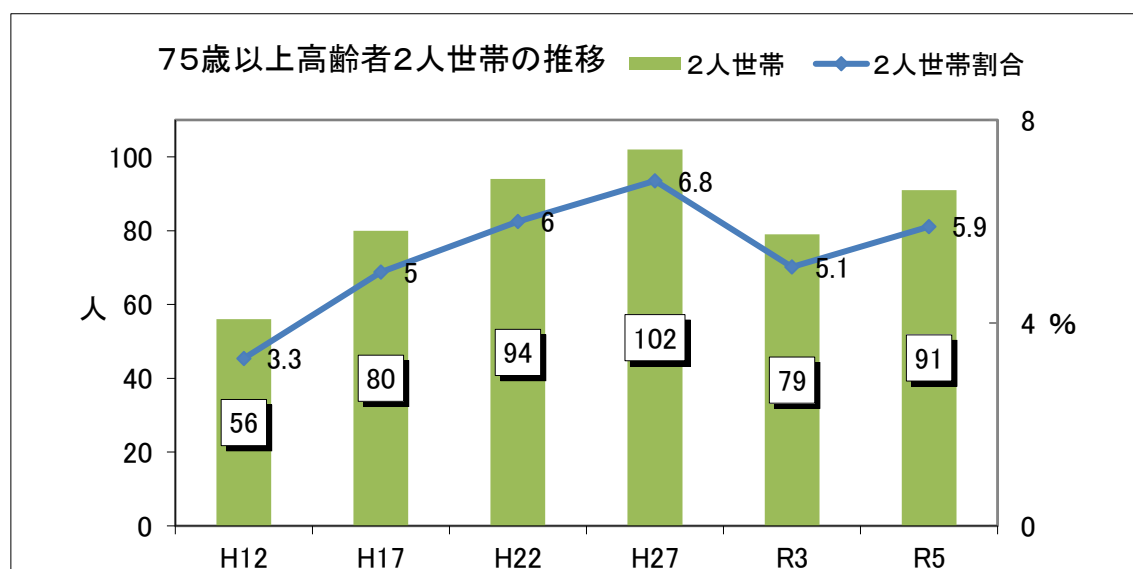
(「高齢化社会」: 高齢化率が7%以上の社会、「高齢社会」: 高齢化率が14%以上の社会)

② 高齢者のみの世帯の推移



資料 高齢者保健福祉実態調査

※ R2は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を鑑み未実施のためR3を集計



資料 高齢者保健福祉実態調査

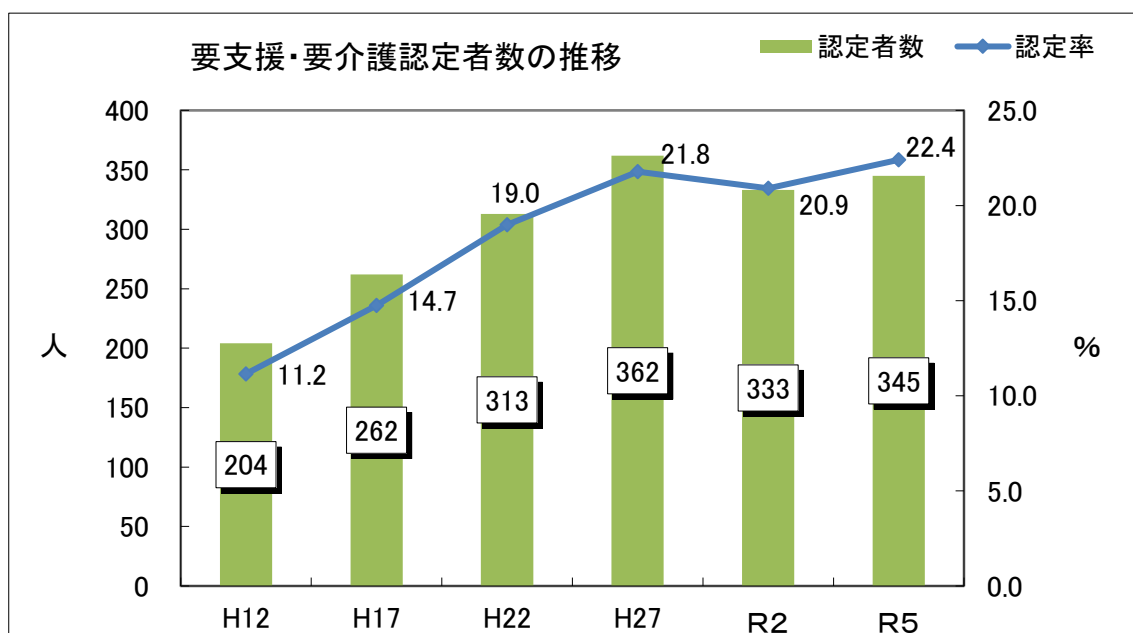
※ R2は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を鑑み未実施のためR3を集計

高齢化の進行とともに、「高齢1人世帯(*)」、「高齢2人世帯(*)」の増加が見込まれます。

(*) 高齢1人世帯・高齢2人世帯

高齢1人世帯とは、65歳以上の者1人のみの一般世帯（他の世帯員がないもの）をいい、高齢2人世帯とは、75歳以上の高齢者2人のみの一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

③ 要支援・要介護認定者数の推移



各年度末時点（R5はR4年3月末現在）

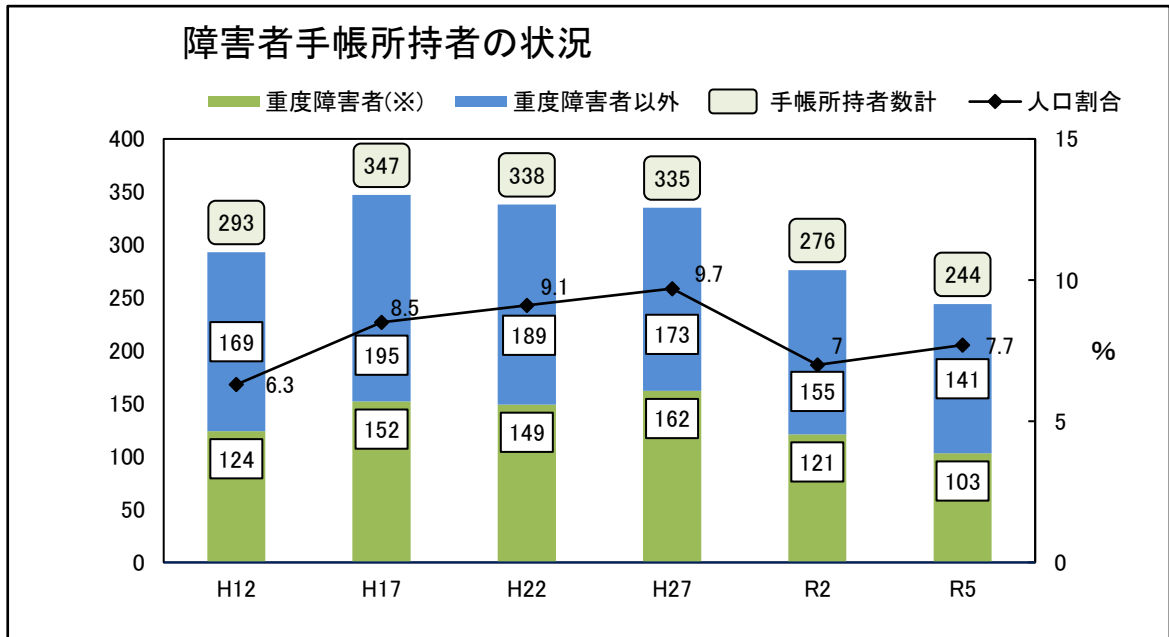
資料 介護保険事業報告年報

高齢者の増加や高齢化率の上昇に伴い、要支援・要介護認定者(*)数が平成12年の204人から令和5年には345人に増加し、今後も増加が見込まれ、そのうち、家族等の支援が難しい1人暮らし・2人暮らしの高齢者についても、増加することが見込まれます。

(*)要支援・要介護認定者

要介護状態の者又はそのおそれがある状態にある者で、介護保険の要支援又は要介護の認定を受けた者。

(3) 重度障害者の推移

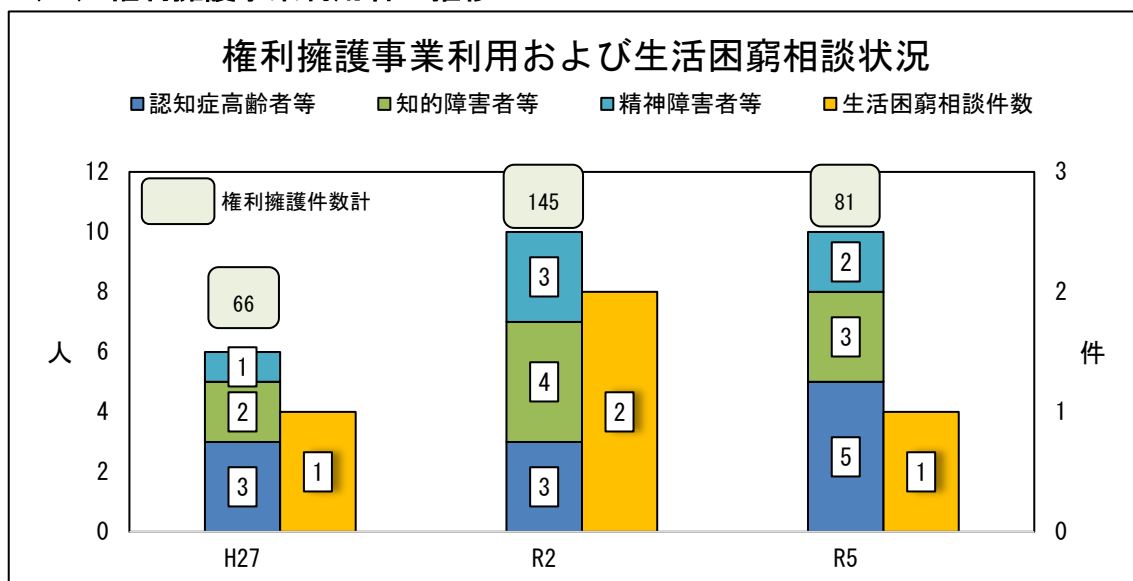


(※) 身体障害者手帳 1 級、2 級所持者、療育手帳 A 所持者、精神保健福祉手帳 1 級所持者
各年度末時点 (R 5 は 9 月末現在)

資料 健康福祉課

障害者手帳の所持者数は令和 2 年度に減少して以降は横這いで、令和 5 年 9 月末では全体で 244 人 (人口の 7.7%) です。障害者手帳所持者のうち重度障害者の割合は、約 5 割となっています。

(4) 権利擁護事業利用者の推移

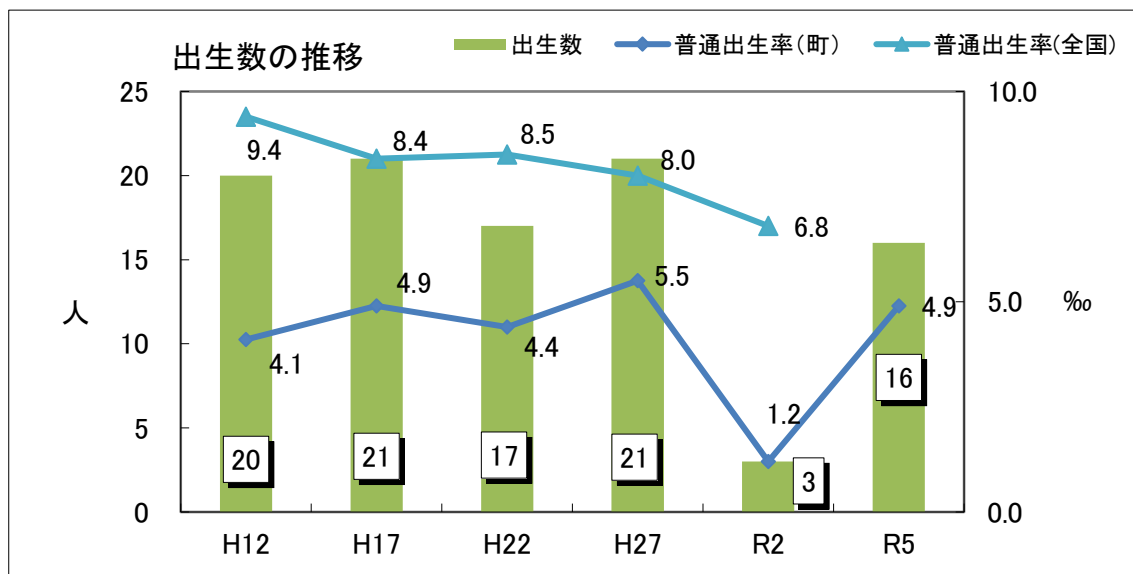


各年度末時点（R5は9月末現在）

資料 健康福祉課、社会福祉協議会

近年、親族からの支援が得られない認知症高齢者または障害者のケースの増加により、権利擁護事業（日常生活自立支援事業）のニーズが高まっています。また生活困窮等で社会的孤立状態にあるケース等の相談も増加しており、いずれも将来的には成年後見制度利用ニーズの増加に繋がると予測されます。

(5) 少子化の状況



出生数：1月1日～12月31日

R5出生率(全国)は未公表

資料 人口動態調査(国)、山口県人口移動統計調査、住民基本台帳年報

令和2年は出生数が3人まで落ち込みましたが、令和5年は16人の出生がありました。町が進める子育て支援の効果が現れていると考えられます。

(6) 地域における人的、社会的資源

団体、グループ、施設等の状況

区分	奈 古	福 賀	宇田郷
行 政	役場本庁	役場福賀支所	役場宇田郷支所
コミュニティ	中央公民館 自治会 23	福賀公民館 自治会 16	宇田郷公民館 自治会 4
学校等	みどり保育園 阿武小学校 阿武中学校 萩高校奈古分校	みどり保育園福賀分園 (休園) 福賀小学校	(みどり保育園) (阿武小学校) (阿武中学校)
福祉事業所 (町全域)	阿武町社会福祉協議会 ・ 居宅介護支援事業所 ・ 地域包括支援センター ・ 地域活動支援センター ・ ボランティアセンター 阿武福祉会 ・ 特別養護老人ホーム ・ 養護老人ホーム ・ グループホーム ・ デイサービスセンター ・ ヘルパーステーション シルバー人材センター 子育て支援センター 母子健康センター こども館 (児童クラブ)	← ← いらお苑 ・ グループホーム ・ デイサービスセンター ・ 生活支援ハウス E G F ・ 就労継続支援事業所 ← ← ←	← ← ひだまりの里 ・ グループホーム ・ デイサービスセンター ・ 生活支援ハウス ← ← ← (こども館)
医療機関	齋藤医院 和田歯科医院	福賀診療所	
金融機関	奈古郵便局 農協奈古大井支所	福賀郵便局	宇田郷郵便局
団体等	民生委員・児童委員連絡協議会 阿武町身体障害者福祉協議会 阿武町手をつなぐ育成会 奈古婦人会 奈古寿齢クラブ 奈古地区子育て連、PTA	← ← ← 福賀婦人会 福賀ことぶき会 福賀地区子育て連、PTA	← ← ← 宇田郷婦人会 宇田郷寿齢会 宇田郷地区子育て連、PTA
ボランティア 団体等	ふたば会 子育てボランティア	ほほえみ会	
ふれあい・いきいきサロン	11 箇所	5 箇所	4 箇所

(令和6年1月末現在)

第4章 地域における福祉サービスの目標等

住民と地域の主体が積極的に参加し支え合う地域共生社会の創造をめざし、町の基本計画に掲げる諸施策を総合的かつ循環的なサービスの構築、関係機関や住民との連携・協働による施策推進といった視点から、地域福祉計画を推進する方向性と目標をまとめました。

1 地域福祉の新たなしくみづくり

誰もが社会的に孤立せず地域を支え合いの中で、その人らしくいきいきと生活していくためには、行政が地域住民や福祉事業者等と連携・協働しながら、地域における福祉サービスの適切な利用促進や福祉活動の幅広い展開を図っていかねばなりません。その前提となる良好な環境づくりや条件整備を行う必要があります。

このため、広報・啓発活動を展開し、また福祉教育等あらゆる機会を通して福祉意識の高揚を図ります。

また、様々な人権問題の解決に向けて、誰もが人権を尊重された地域社会づくりに努めます。

近隣住民の繋がりを生かした小地域福祉活動、福祉の輪づくり運動やいきいきサロンなどの新たなしくみづくりを、住民主体の活動として保健や医療部門とも連携し全町的に展開し、社会的な孤立をなくして地域社会における繋がり「絆」の再構築を図ります。

子ども・子育て支援への重点的な取組を行います。子育て3点セットとして「高校生までの医療費の無償化」、「未満児を含めた保育料の無償化」、「保育園・小中学校の給食費の無償化」を行うほか、発達支援の専門保育士を設置します。

2 社会福祉協議会の機能強化

民間福祉の中核であり、地域福祉を実施する団体である社会福祉協議会の機能を強化します。

また、支援を必要とする当事者の団体とボランティア団体それぞれの組織強化と相互の交流を促進し、必要な支援が適切に行えるボランティアコーディネート体制を整えます。

3 福祉を支える人づくり

社会経済情勢の変化に伴い、多様化する福祉ニーズに的確に対応していくためには、住民相互の繋がりを通して地域の問題について考え、解決していこうとする意識が大切です。

このため、民生委員・児童委員や福祉員、友愛訪問員活動の継続を図るとともに、高齢者・障害者・障害児等に対応できる有償ボランティアなどの福祉サービス体制を補完するため、福祉ボランティアの養成講座等を開催し、地域福祉に携わる人材の育成をはじめ、地域住民の経験や能力を活用するとともに、住民自ら生活課題を解決するための体制づくりを推進します。

4 安心して利用できるしくみづくり

福祉サービスを利用したい人が、誰でも、必要なときに利用でき、しかもそのサービスが利用者の需要に適切に対応できるシステムづくりを進める必要があります。

このため、情報の開示・提供を推進するとともに、高齢者・障害者・障害児等が分け隔てなくサービスを利用できる体制の構築や、相談、権利擁護、苦情解決の体制を充実し、利用者の立場に立った、使いやすいしくみを構築します。

また、支援が必要な人が、現行の福祉制度の利用条件に満たない場合などにも、関係機関が連携し、あらゆる制度を駆使して柔軟な対応が図れるように、地域・保健・医療・福祉サービスの連携を強め包括的なサービスの実現を図ります。

第5章 地域福祉施策の推進

市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、社会福祉法第107条において、

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

の5つが掲げられています。

第4章で定めた4つの目標に対し、具体的な推進内容を示すことで、施策の全体像を明らかにしていきます。

1 地域福祉の新たなしくみづくりの推進

(1) 共生型社会の実現に向けたしくみづくりの推進

1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に加え、認知症状のある人が年々増加する中、振り込め詐欺等の消費者被害や地震等の自然災害、孤立死等から高齢者を守るためには、地域で支え合うしくみづくりをさらに進める必要があります。

そのためには住民が、様々な場面で、相互に連携・交流することができるよう、それぞれの地域の中で、誰でも参加できる、地域開放型のサロンなど新しい時代に対応した交流の機会と場の拡充に努めます。

また支援の必要な高齢者や障害者等が地域での生活を継続していくために必要な、日中の通所や一時的な宿泊などが同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備を検討します。

また生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭などのうち、就労に困難を抱える者について、福祉以外の様々な分野からの視点・支援を生かし、段階に応じ就労訓練の場の整備等について検討します。住まいの確保についても他分野と協働し、生活の安定や自立を支援します。

さらに保健医療・福祉支援を必要とする犯罪をした人等に対し、総合的に相談できる体制の充実を図るとともに、その方針については令和4年12月策定の「阿武町再犯防止計画」にまとめています。

(2) 早期発見のための連携強化

生活困窮者やサービス支援が必要な人を早期に発見し、社会的孤立を防ぎ必

要なサービスを利用できるようにするには、地域住民をはじめとして民生委員・児童委員や福祉員、友愛訪問員など見守り活動のキーパーソンや自治会など、身近な支援者、相談支援機関の相互の連携を強化することが必要です。この連携の強化は、ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者の発見にも繋がります。

このため、民生委員・児童委員の研修等を通じて活動の充実強化を図るとともに、活動に対する住民の理解と協力が得られるよう、広報・啓発を行います。

また、地域住民の福祉課題を発見し、適切な助言や福祉サービスの提供につながるようなことができるよう、民生委員・児童委員や福祉員、友愛訪問員と自治会や社会福祉協議会、行政等関係機関とが定期的に情報共有会議を開催します。

(3) 新たなサービス開発による対応

利用者の支援や生活の質の向上に資するため、既存サービスで対応できない新たな課題については、サービス開発や見守り体制の強化などにより対応できる体制を整える必要があります。

このため、社会福祉法人が行う新たなサービス開発などの先駆的かつ公益的な取組を促進するため、情報提供などの支援を行います。

また、町だけでは対応困難なものについて、民間による新規事業の開発やコーディネート機能への支援、新しいサービス開発の検討、県や国への要望等解決に向けて適切に対応します。

このほか、必要に応じて住民座談会や住民アンケートなどを行い、幅広い意見やニーズの収集に努めます。

(4) 福祉の輪づくり運動の促進

住民が日常生活の中で孤立することなく、他人との繋がり、地域社会との繋がりをもてるよう、お互いに関わっていく関係づくりを進めます。

小地域見守りネットワークづくりの輪を広げるとともに、見守り、見守られあうネットワークづくりをめざします。

また、住民が地域での活動を自ら企画して実践できる場づくりや、活動に参加できる選択肢づくりに努めます。

こうした「福祉の輪づくり」を広げ、福祉分野だけでなく自殺対策においても求められる、状態が深刻化する前の早期発見が可能な地域づくりの実現に努めます。

このため、住民が、身近な地域で多様な福祉サービスを手軽に利用できるよう、集会所や民家等の既存施設を活用した拠点を整備するとともに、ふれあい・いきいきサロンをはじめ、住民ボランティア等の参加による運営のしくみ

づくりを促進します。

2 社会福祉協議会の機能強化

(1) 地域共生社会の実現に向けた相談支援体制の構築

生活困窮、社会的孤立状態、高齢、障害等、複数分野にわたる課題を含んだケースに対して、柔軟に相談対応を行い、地域住民を含む適切な関係機関と速やかに連携できるよう、社会福祉従事者の専門性の向上を含め、相談支援体制の整備を図ります。

(2) 福祉サービス提供者間のネットワーク体制の整備

在宅サービスから施設サービスまでを一連のものとしてとらえ、総合相談センターの事業活動を行うとともに、個別のケースについても地域ケア会議などにより定期的に情報交換を行うなどネットワーク体制の整備を図ります。

(3) 福祉サービス利用援助に向けた権利擁護の充実

地域で生活する認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の判断能力が十分でない人々も、できる限り地域で自立した生活を送ることができるように、その権利を擁護するため、意思決定支援を行い、福祉サービス利用に関する相談や手続きの援助、日常的金銭管理等の支援を行う体制づくりを継続します。

3 福祉を支える人づくり

(1) 課題に対応できるボランティアの養成

公的なサービスでは対応できない生活課題を解決するため、小地域福祉活動の活性化や有償ボランティア等の活動の振興を図るとともに、住民の福祉活動の素地となる支え合いの心の醸成を図り、住民が積極的に参画し相互に支え合う地域づくりを促進します。

地域福祉を支える力として、住民一人一人が活動に参加することに加え、持続可能な財源の確保も重要です。財源の一例として阿武町自治会総合交付金の有効的な活用や、ふるさと納税の活用が考えられます。ふるさと納税については個人だけでなく企業版ふるさと納税にも期待し、大きな福祉の輪が広がる町をめざします。

また、地域福祉活動の担い手相互の協働の下に多種多様なニーズに対応できるよう、社会福祉協議会と共に、地域住民の活動が活発に行われるよう支援します。参加を促進する動機付けの方策として、ボランティア養成講座の開設などについて検討します。

また、イベントや文化展、レクリエーションなどを通じて、高齢者や障害者の自立と社会参加を進めます。

就労意欲のある高齢者への相談体制の整備や情報提供を行い、高齢者の働きやすい環境づくりを推進するとともに、シルバー人材センターへの支援等を推進し、高齢者の就労の促進を図ります。

さらに、障害のある人の活動や働く場を確保し、生活の質の向上を図るため、地域活動支援センター等で利用者がいきいきと活動に取り組めるよう、施設等を拠点とした地域住民と障害者との協働できる場づくりを進めるなど、活動の支援を図ります。社会福祉法人EGFとの農福連携事業・林福連携事業では、地域の農業法人等と連携し、障害のある人が担い手として活躍する場づくりが実現しています。

このように福祉ボランティア等の養成、育成支援とともにボランティア活動の場づくり、福祉サービスの掘り起こし等を行います。

(2) 小地域での住民による福祉活動の促進

自然発生的な地域の繋がりが希薄化し、自治会や社会福祉協議会による小地域福祉活動が停滞している地域もあることから、災害時要援護者(*)の支援や児童の登下校時の見守りなど地域の共通関心事となる課題の解決に向けた活動などを通して、繋がりを再構築することが必要です。

このため、自治会や社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、婦人会、老人クラブなどの様々な主体が参加する地域福祉活動の取組を推進します。また、福祉の輪づくり運動を推進し、見守りなど日常的な地域福祉活動の活性化を図りながら、災害に備えた要援護者の支援などの地域課題の解決を進めます。

(*) 災害時要援護者

災害に対処するに当たって、何らかの障害があることにより、移動が困難な者、医薬品援護を必要とする者。

(3) 地域の重層的な支え合い体制の整備

地域の福祉ニーズは、近隣住民による対応が可能なものから、配食サービスなど、ある程度の圏域で集約して対応を図る方が効率的なものなど様々であることから、ニーズの内容や量に応じ、きめ細かな支援を行うため、近隣、自治会、地区と重層的な支え合い体制を整備する必要があります。

このため、近隣、自治会、地区等それぞれの圏域に応じた、重層的な支え合いの体制づくりを進めます。関係機関のスムーズな連携のため定例会議等を開催し、民生委員・児童委員など見守り活動のキーパーソンが活動しやすい環境

の整備にも務めます。

（４）ボランティア団体等との協働による活動の活性化

小地域福祉活動は、見守りなど定型的な活動が主となっている地域もあることから、ボランティアやNPOなどの団体との連携により活動の活性化を図るとともに、障害のある人の社会参加や生きがいづくりなど、新たな視点を盛り込むことが必要です。

このため、地域住民とボランティアやNPOなどの団体との連携による新たな住民福祉サービスの提供について、調査研究を行います。

4 安心して利用できるしくみづくり

（１）公的な在宅福祉サービスの充実

高齢化の進行、障害のある人の地域生活への移行、子どもを育てる環境の変化、生活困窮者の増加に対応するため、「阿武町高齢者介護福祉計画」、「阿武町障害者プラン」、「阿武町子ども・子育て支援事業計画」などの計画を推進し、公的な在宅福祉サービスの充実を図ります。

また、地域包括支援センター(*)（阿武町総合相談センター）を福祉の総合窓口とし、多様な福祉ニーズに対応できるよう、情報の提供を進めるとともに、関係機関との連携を強化し、生活支援情報をはじめとする、利用者のニーズに沿った幅広い情報を提供できる体制の整備を行います。

（*）地域包括支援センター（阿武町総合相談センター）

介護保険法により創設され、地域の高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として各市町村に設置される施設。介護予防のマネジメントや、高齢者等に対する総合相談・支援、高齢者の権利擁護などの事業を実施。

（２）福祉サービス提供者間のネットワークの確立

阿武町では、社会福祉法人阿武福祉会が養護老人ホーム 50 床及び特別養護老人ホーム 50 床、認知症高齢者グループホーム 24 室、生活支援ハウス 7 室、デイサービスセンター、ホームヘルパーステーションを運営し、社会福祉法人 EGF が障害者就労継続支援 B 型事業所を運営しています。

また、社会福祉協議会が総合相談センター及び居宅介護支援事業所、地域活動支援センター、ボランティアセンターを運営しています。

このほか町営の保育園、診療所、民間の医院と歯科医院、訪問看護ステーションなどがあります。

誰もが身近な地域で必要な福祉サービスを受けることができるよう、行政、民間、それに住民等が互いに連携しながら、それぞれの果たすべき役割を担いネットワークの確立を図ります。

(3) サービスの質を高める制度の整備

全ての事業者には苦情窓口や第三者委員の設置など苦情解決体制の整備を促進するとともに、サービスに対する苦情等については、地域ケア会議等で内容について精査・検討し、サービスの改善と再発防止に努めます。必要な場合は、山口県福祉サービス運営適正化委員会(*)、介護保険に関する苦情は山口県国保連合会と協議し、苦情解決に当たります。

また、利用者の立場に立ち、福祉サービスの質の向上や情報開示を図るため、事業者自らによるサービスの質の評価とサービス内容に関する情報の提供や開示を進めるとともに、第三者評価(*)の受審を促進します。

(*)福祉サービス運営適正化委員会

福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、県社会福祉協議会に置かれる機関。

(*)第三者評価

福祉サービスの質の向上を図るため、公正・中立な第三者機関が、専門的・客観的にサービスを評価します。

(4) 成年後見制度(*)の利用促進

判断能力が低下した人に代わって、福祉サービス利用契約の締結などの支援ができるよう成年後見制度の利用を促進します。

親族の状況や経済的な事情により制度の利用が困難な人については、関係機関との連携を強化し、さらに町による後見開始の審判申立や市民後見人等の育成や成年後見制度利用支援事業(*)を促進するなど、制度の利用が困難な人を支援します。

(*)成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない人について、家庭裁判所が選任した成年後見人等の援助者が財産管理等を行うことにより本人を法的に支援する制度。

(*)成年後見制度利用支援事業

町申立に係る低所得の高齢者や知的障害者、精神障害者に係る成年後見制度の申立てに必要な経費や、成年後見人等の報酬の助成を行う事業。

（５）総合相談支援体制の整備

個人情報保護に配慮しつつ、情報システムの活用等により、これまでの縦割りをなくし関係機関・団体等がもっている各種相談機能の連携を図りながら、総合的な相談体制の整備を推進します。

① 町の相談支援の充実

高齢者や障害のある人、療育支援が必要な児童、生活困窮者、子育て家庭への支援など地域の福祉課題について、住民が身近なところで相談できるよう、相談支援事業の充実を図る必要があります。また高齢者、障害者、児童に対する虐待の相談支援体制の構築も必要です。地域住民をはじめ民生委員・児童委員などの見守り活動のキーパーソンと連携し、起こり得る虐待を未然に防ぐよう努めます。さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく、擁護者または保護者として支援することも大切です。

このため、専門相談の開催や相談員の派遣などにより、市町社会福祉協議会が行う心配ごと相談などの取組を支援します。

また、県の専門家等の派遣による業務の支援や相談業務従事者の養成研修等による人材育成などを活用し、相談支援事業の強化を図ります。

② 広域的・専門的相談支援の活用

町での対応が困難な場合は、県の広域的・専門的な相談支援機関を活用し、町の相談支援機関との連携を強化します。

また、自殺やひきこもり、認知症など、町民の様々な相談に対応できる県の支援体制の活用を推進します。

（６）福祉サービスと保健・医療サービスとの連携

本町においては健康福祉課が所管しており、検診の充実や健康相談、健康づくり事業や介護予防事業などにより要支援者の発生の未然防止と軽減化に努めます。また、コミュニティづくり元気事業などを通じて一層の連携強化に努めます。

（７）福祉サービス事業への参入促進に対する支援

人口３千人規模の町としては高齢者に関する施設はほぼ充足しており、その他の施設については主として隣接している萩市の施設を利用していますが、総合相談センターやデイサービスセンター、ホームヘルプステーションなどにより、総合的な福祉サービス提供の体制が整っています。

今後は、小地域に根ざした福祉の推進を図るため、各地区に空家等の活用により、高齢者、子ども、障害者等がふれあいながら、多様な福祉サービスが手

軽に利用できる共生型サービス事業所などの設置を検討します。

(8) 地域で支え合う「心」の醸成

福祉活動への住民参加を促進するためには、福祉を身近な問題として感じ、地域で暮らす誰もが関わりがあるという意識啓発が必要です。

住民の地域福祉活動を発展性と継続性があるものとするためには、地域の福祉の在り方や地域で共に支え合うことの意義についての理解を深め、地域の構成員であるという自覚と自信の向上により自発的な取組を促すことが必要です。

このため、町民に対し、福祉に関するさまざまな情報提供、多様な媒体での広報、各種行事等における啓発、住民の交流会や勉強会などを行い、福祉意識の幅広い醸成を図ります。

児童福祉月間（5月）、老人の日（9月第3月曜日）・老人週間（9月15日～同月21日）、健康福祉月間（10月）、介護の日(*)（11月11日）、障害者週間（12月3日～同月9日）などの福祉についての理解と関心を高める意識啓発の機会を活用し、関連行事の重点的な推進・広報など様々な取組を行います。

さらに、社会福祉活動において多大な功労があり、他の模範となる個人や団体の表彰を行い、福祉活動への参加に対する理解と意欲を高めます。

各学校や家庭、地域において、ボランティア活動や福祉体験などの積極的な実践が進められるよう、体験活動の充実や地域支援体制の強化を図ります。

高齢者や障害のある人、子育て家庭などの地域での暮らしを社会全体で支えるための意識の啓発と知識の普及を図ります。

(*) 介護の日

介護について理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護家族を支援するとともに、利用者、家族、介護従事者、それらを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日として、平成20年に厚生労働省が定めた日。11月11日(いい日、いい日)。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

地域福祉活動を効果的・効率的に推進するためには、地域住民、民間団体等の関係者と行政が互いに連携しながら、それぞれの果たすべき役割を担っていくことが必要です。

2 地域住民、民間団体等の役割

(1) 住民、住民団体等

① 地域住民

住民は「地域福祉の担い手」であると同時に「福祉サービスの利用者」でもあることから、地域における福祉課題を自らの問題として考え、地域の福祉施策の決定や地域福祉活動に主体的に参画していくことが期待されます。

② 自治会

住民に身近な自治組織として、福祉部の設置や民生委員・児童委員、福祉員、友愛訪問員の見守り活動等への理解と協力、地域住民の福祉に配慮した活動実践が期待されます。

③ ボランティア・NPO等の民間団体

地域住民等との連携を図りながら、地域における多様な福祉ニーズに応じた活発な活動を展開することが期待されます。

地域福祉の推進や地域でのきめ細やかな福祉サービスの展開にとって、ボランティア活動は非常に重要な役割を担っています。

それぞれの団体の事業・活動の実践を通じて、地域住民の福祉ニーズを積極的に把握するとともに、地域福祉の担い手として具体的な施策の実施に関わり、地域福祉の定着に寄与します。

地域福祉を推進している個々の地域住民をはじめ、行政機関、社会福祉協議会、自治会長、民生委員・児童委員等と十分な連携を図りながら、総合的に地域福祉を推進します。

(2) 社会福祉協議会

① 町社会福祉協議会

地域福祉の中心的な推進主体として、町と連携しながら、住民や民間団体による地域福祉活動を促進するとともに、住民の福祉意識の醸成や日常生活における個別の支援、ニーズに対応した新たなサービスの開発に取り組み、福祉コミュニティづくりを進めることが期待されます。

支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題(*)について、町をはじめとする関係機関と連携し早期把握に努め、適切に対応します。このため、地域ケア会議や民生委員・児童委員協議会の地区協議会などで、町や福祉関係者と情報交換を行います。

(*) 地域生活課題（社会福祉法第4条一部抜粋）

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

② 県社会福祉協議会

地域福祉の広域的な推進主体として、県や圏域の団体等と協働して、研修会の開催や助言、先進事例等の収集、調査・研究、情報提供などにより、市町社会福祉協議会や民間団体の取組を支援・促進するとともに、人材の育成、地域福祉の普及啓発などに取り組むことが期待されます。

(3) 民生委員・児童委員

地域の見守りの要として、住民の生活状況を把握し、支援を必要とする人に対し生活相談、助言、必要な情報の提供を行うなど地域福祉の推進に重要な役割を果たすことが期待されます。

(4) 福祉員、友愛訪問員

町社会福祉協議会から委嘱を受けて活動する小地域福祉活動の実践者として、民生委員・児童委員と協働しながら、見守り活動や地域福祉活動を行うことが期待されます。

(5) その他

① 福祉サービス提供事業者

社会福祉法に定める地域福祉の推進主体として、利用者の立場に立った福祉サービスを適切に提供するとともに、専門性を活かした地域福祉活動に取り組むことが期待されます。

② 企業

地域社会の構成員として、社会貢献活動や地域福祉サービスの提供等により地域福祉をともに推進する役割を担うことが期待されます。

③ 県・町共同募金会

民間福祉活動の主要な財源となる「赤い羽根共同募金」を実施する法人として、募金の使いみちや住民の地域福祉活動を周知するなどにより、社会福祉に対する住民の理解と関心を高め、より多くの募金を集めることが期待されます。

3 行政の役割

(1) 町

住民に最も身近な基礎自治体として、地域の福祉課題を把握し、利用者の立場に立った福祉サービス提供体制を整備するとともに、公的なサービスと住民の地域福祉活動とがあいまって提供されることで、住民が地域で安心して豊かに暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて専門的人材や拠点など、住民の地域福祉活動に必要な環境を整備することが期待されます。

会議への参加、関係機関との調整、実施の際への支援を行い、地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う人を支援します。一例として、近年では「福賀の暮らしを考える会」への参加、支援を行い、地域住民が主体となったデマンド型交通や買い物ツアーがスタートしています。

福祉、保健、医療部門は1つの課として常に連携し、状況に応じて他課との協働の下包括的な支援を行えるよう連携体制を整備します。

地域生活課題を総合的に受け止める場である町社会福祉協議会の活動を住民に周知し、困りごとを相談しやすいあたたかい地域づくりに努めます。

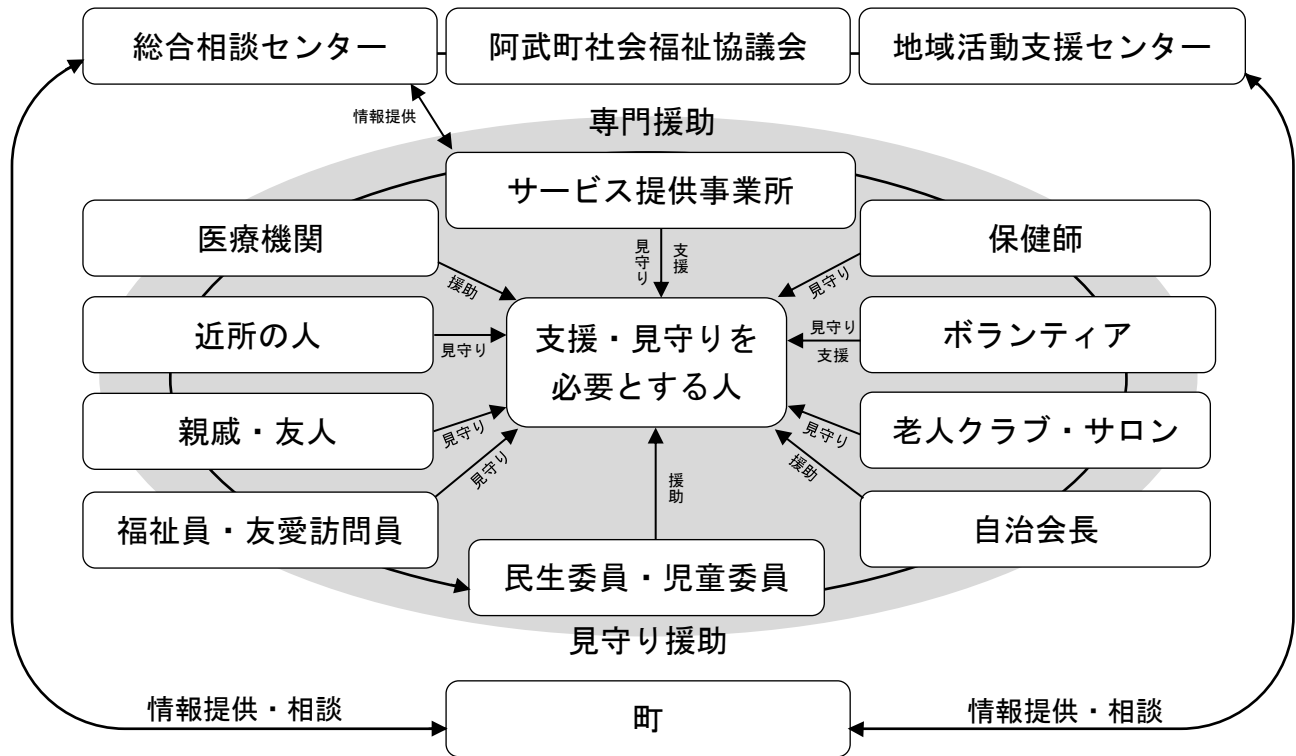
町社会福祉協議会と密接な連携をとり、町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と地域福祉計画との整合性を保ちます。

(2) 県

広域自治体として、個々の市町で対応することが非効率な広域的課題や、市町で対応することが困難な専門的な課題に対応していくとともに、市町の実状に配慮しながら、情報提供等の支援を行うことにより、県下全域にわたる地域

福祉を推進します。

包括的な支援体制のイメージ



阿武町地域福祉運営協議会設置要綱

平成 31 年 4 月 1 日

告示第 23 号

(設置)

第 1 条 阿武町の地域福祉に関わる諸施策について、広く町民の意見を反映させるため、阿武町地域福祉運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域包括支援センターに関すること。
 - ア 地域包括支援センターの設置者の選定及び変更
 - イ 地域包括支援センターの運営及び評価に関する事項
 - ウ 地域における多機能ネットワークの形成に関する事項
 - エ 地域包括支援センターの職員の確保
 - オ その他必要なこと。
- (2) 地域密着型サービスに関すること。
 - ア 地域密着型サービスの指定に関すること。
 - イ 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関すること。
 - ウ サービスの質の確保及び運営評価
 - エ その他必要なこと。
- (3) 障害者地域自立支援に関すること。
 - ア 福祉サービス利用に関する相談支援事業の中立及び公平性の確保
 - イ 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整
 - ウ 地域の関係機関によるネットワークの構築
 - エ 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成及び具体化
 - オ 地域における障害者差別を解消するための取組
 - カ その他必要なこと。
- (4) 介護保険・老人福祉に関すること。
 - ア 介護保険制度の円滑な運営に関すること。
 - イ 介護保険事業計画及び老人福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (5) 社会福祉に関すること。
 - ア 社会福祉事業の円滑な運営に関すること。
 - イ 地域福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (6) 虐待防止、権利擁護等の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、サービス利用者関係者、医療機関、福祉関係団体及びサービス事業

所のうちから町長が委嘱する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員が会長の職務を代理する。

(運営)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、必要に応じて、関係者の出席を求めて、その意見を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、原則2年とする。ただし、任期満了日を行政会計年度途中において迎える場合は、当該満了日を会計年度満了日とすることができる。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮って、定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

阿武町地域福祉運営協議会委員名簿

区 分	所属及び役職等	氏 名	備 考
サービス 利用関係者	阿武町障害者代表	白 松 博 之	
	阿武町老人クラブ連合会会長	長 嶺 世 史	
	阿武町婦人会代表	藤 田 恒 代	
医療機関	齋藤医院	齋 藤 瑛	
	和田歯科医院	和 田 孝 宣	
福祉関係団体	阿武町民生委員・児童委員協議会会長	藤 村 聖 美	
	阿武町ボランティア連絡協議会会長	吉 岡 勝	
	阿武町社会福祉協議会会長	小 田 武 之	

任 期 自 令和4年10月 1日
至 令和6年 9月30日

